

# 福井市議会 議員選挙



1票投じて

投票日

4月23日(日)



投票日

令和5年4月23日(日)

投票時間

午前7時～午後8時

ただし、一部の投票所は午後7時で閉鎖します。入場券や市選挙管理委員会事務局のホームページなどでご確認ください。

投票ができる人

満18歳以上（平成17年4月24日までに生まれた人）の日本国民で、令和5年1月15日以前から福井市に住民登録のある人

◎住所を変更した人はご注意ください！

転出	転入	転居
福井市から他市町村へ 転出した人	他市町村から福井市へ 転入した人	福井市内で住所移転した人
投票できません。	1月16日以降に転入届を出した人 投票できません。	4月3日までに転居届を出した人 転居後の住所地の投票所で投票します。
	1月15日までに転入届を出した人 転入した住所地の投票所で投票します。	4月4日以降に転居届を出した人 転居前の住所地の投票所で投票します。

※この裏面に、「期日前投票宣誓書(兼 請求書)」の様式があります。期日前投票をする方は、1人につき1枚、様式に必要事項を記入し、期日前投票所の係員に提出してください(複数必要な場合はコピーして使用してください)。記入例は下記のとおりです。

※様式は、各期日前投票所にも置いてあります。また、福井市選挙管理委員会のホームページから印刷して使用することもできます。

※期日前投票について、詳しくは、このチラシや、ホームページをご覧ください。

### 記入例 期日前投票宣誓書(兼 請求書)

私は、次の事由によって令和5年4月23日執行の **福井市議会議員選挙** の当日、自ら投票所に行って投票することができない見込みです。

期日前投票事由

- \* 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- \* 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- \* 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- \* 交通至難の島等に居住・滞在
- \* 住所移転のため、福井市外に居住
- \* 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

令和5年から  
事由の選択は  
不要となりました

以上、真実に相違ないことを誓い、投票用紙の交付を請求します。

福井市選挙管理委員会委員長 あて

太枠内を記入してください

氏名	令和 5 年 ○○月 ○○日 ※必ず、期日前投票をする本人が自書してください。 <b>投票 いくよ</b>
生年月日	大正 ○○年 ○○月 ○○日 昭和 ○○年 ○○月 ○○日
現住所	福井市 <b>大手3丁目10-1</b>
選挙人名簿に記載されている住所	※現住所と異なる場合のみ記入してください。 福井市

(入場券を持参しない場合のみ使用)

対照	市議交付

投票区	頁数	番号	①・②

投票所入場券

4月17日(月)頃までに各世帯にはがきで郵送します。入場券は世帯主の名前で届きますが、はがきを開くと、その世帯の有権者の名前が5人まで書かれています(5人目は投票所周辺地図の上に記載)。ご確認ください。

※入場券がお手元にない場合でも投票できますので、投票の際、係員にお知らせください(期日前投票をする場合も同じです)。

選挙公報

4月18日(火)頃から各世帯に配布します。各公民館にも置いてあります。

また、4月17日(月)頃、福井市のホームページに掲載します。

※立候補届出者一覧・氏名揭示は4月16日(日)の夜にホームページに掲載します。



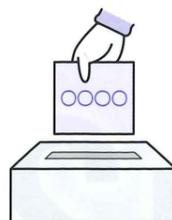
点字投票・代理投票

視覚に障がいのある人は、点字による投票ができます。

また、心身の故障等のため自分で投票用紙に書くことができない人は、代理投票ができます。いずれも投票所の係員に申し出てください。

投票の方法

・福井市議会議員選挙  
うぐいす色(薄い黄緑色)の用紙に  
黒色の文字



候補者の氏名を書いてください。

開票

4月23日(日)の午後9時15分から福井市体育館で行います。

市選挙管理委員会のホームページでは、次の情報をお知らせします。

- ・市内の全投票所と期日前投票所の周辺地図
- ・投票開始から1時間ごとの推計投票率
- ・開票速報

福井市 選挙  
で検索してください。



# 投票日に投票に行けない人は、期日前投票または不在者投票ができます

期日前投票ができる場所	時間
福井市役所〔市民ホール〕(大手3-10-1)	午前8時30分～午後8時 ※ただし、21日(金)のみ、午後9時まで延長します
すこやかドーム (剣大谷町2-6-1 旧すかっランド九頭竜向い)	午前8時30分～午後8時
森田公民館 (下森田藤巻町2)	
防災センター (和田東2-2207)	
美山連絡所 (美山町7-1)	
蒲生潮風荘 (蒲生町1-26-5)	
清水健康管理センター (風巻町28-8-1)	午前10時～午後8時
みどり図書館 (若杉3-301)	
えちぜん鉄道 福大前西福井駅ビル (文京4-3-1)	午前8時30分～午後8時
ラブリーパートナー エルパ (大和田2-1212)	午前10時～午後8時
パリオCITY (松城町12-7)	午前10時～午後7時30分
ショッピングシティ ベル (花堂南2-16-1)	午前10時～午後8時
アオッサ (手寄1-4-1)	午前8時30分～午後8時

◆期日前投票  
期間 4月17日(月)～4月22日(土)

福井市役所で期日前投票をされる人へ  
市役所隣接の大手駐車場(30分間無料)をご利用ください。



## 期日前投票宣誓書(兼 請求書)

私は、次の事由によって令和5年4月23日執行の福井市議会議員選挙の当日、自ら投票所に行って投票することができない見込みです。

期日前投票事由

- \* 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- \* 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- \* 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- \* 交通至難の島等に居住・滞在
- \* 住所移転のため、福井市外に居住
- \* 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

以上、真実に相違ないことを誓い、投票用紙の交付を請求します。

福井市選挙管理委員会委員長 あて

太枠内を記入してください

氏名	令和 5 年 月 日 ※必ず、期日前投票をする本人が自書してください。
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日
現住所	福井市
選挙人名簿に記載されている住所	※現住所と異なる場合のみ記入してください。 福井市

(入場券を持参しない場合のみ使用)

対照	市議交付

投票区	頁数	番号	①・②

あらかじめ宣誓書を記入しておく、投票の受付が早く済みます。



◆期日前投票宣誓書(兼 請求書)  
期日前投票を行うには、1人につき1枚、「期日前投票宣誓書(兼 請求書)」の提出が必要です。3ページの様式に必要な事項を記入し、期日前投票所の係員に提出してください(様式はコピーして使用できます)。様式は、各期日前投票所にも置いてあります。また、福井市選挙管理委員会のホームページから印刷して使用することもできます。  
本人確認がスムーズに行えますので、入場券がお手元に届いている場合はご持参ください。

## ◆不在者投票

◎福井市外で

長期の出張など、何らかの理由で福井市にいない場合、市選挙管理委員会に投票用紙を請求し、滞在中の市町村の選挙管理委員会へ投票する制度があります。(様式は福井市ホームページから印刷、または福井市役所、最寄りの市役所でも入手可能です。マイナンバーカードを使ってインターネットから請求することもできます。)

☆投票のながれ☆

- ①宣誓書を記入し、福井市選管に郵送(または直接提出)
- ②福井市から郵便物が来る
- ③届いた郵便物を持って近くの選挙管理委員会へ行って投票

◎指定病院、施設などで

県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどに入院または入所している人は、施設の管理者に申請して、施設で投票することができます。

◎郵便で

身体障害者手帳や介護保険被保険者証などを持っている人で、次のような状態のために投票所へ行けない人は、市選挙管理委員会に投票用紙を請求し、郵便で投票できる制度があります。

- 例・両下肢の障がい 1級又は2級
- ・体幹の障がい 1級又は2級
- ・要介護状態区分 5 など

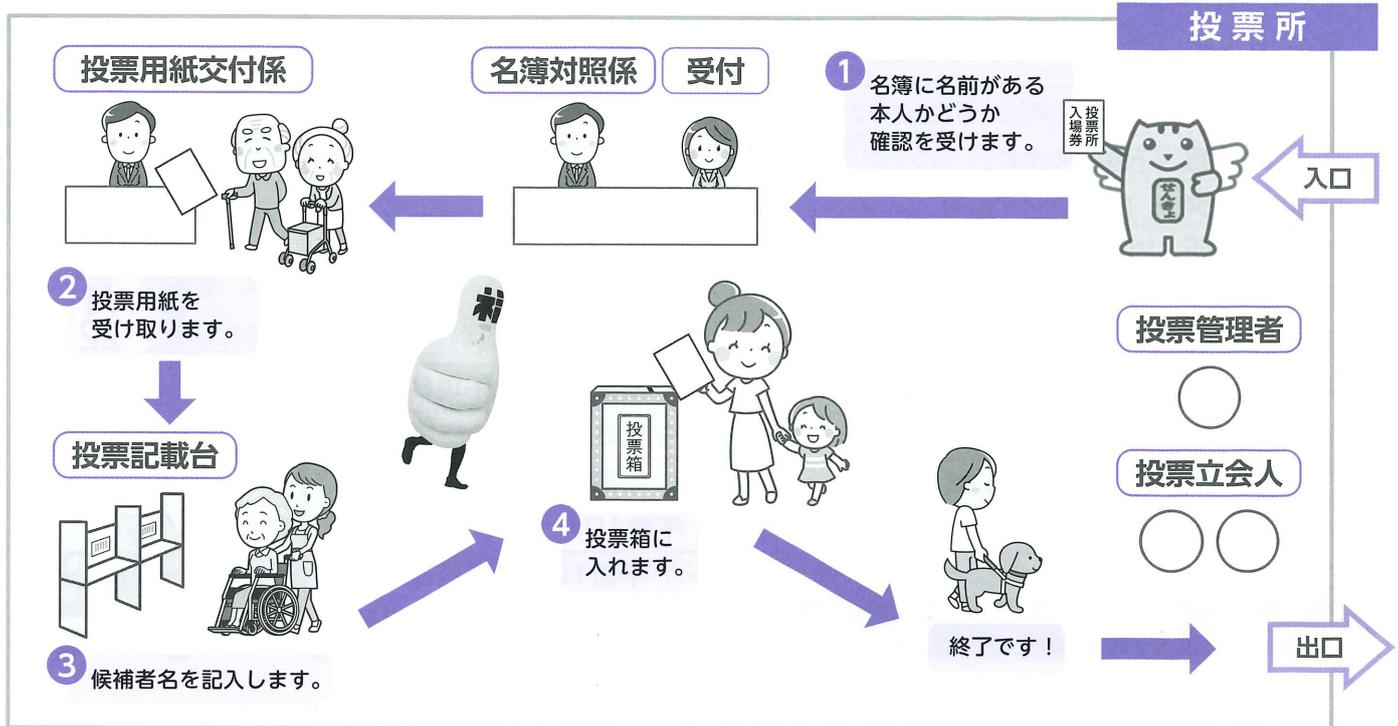
※新たに郵便での投票を希望する場合は、4月19日(水)までに手続をする必要があります。

郵便でのやり取りになりますので、問合せや手続はお早めにお願ひします。

〈お問合せ・郵便はこちらへ〉  
〒910-8511  
福井市大手3丁目10番1号  
福井市選挙管理委員会事務局  
☎20・5545  
(市役所 別館5階)

# 投票所ってどんなところ？

「投票所に入るのって緊張する…」 「投票ってどうやるの？」  
投票所がどうなっているのか、ちょっとのぞいてみましょう！



投票所ってこんなふうになっているんだね。  
あれ？投票者と一緒に入場している人がいるけど、いいの？

いいネ！ 原則は1人で入場だけど、実は一緒に入場できる場合もあるよ！

- 18歳未満の子どもは、投票者である保護者と一緒に入場できます。
- 高齢者や障がい者の介護者・補助者は、投票者の同伴で入場できます。
- 盲導犬や介助犬等は、投票者と一緒に入場できます。(ペットは入場できません。)



**投票する人以外と一緒に入場するときは、投票所の係員にお知らせください。**

新型コロナウイルス感染症によって、外出できない人は  
「特例郵便等投票制度」を利用して、療養中の場所から投票することができます！

**注意**

発生届対象者（高齢者、基礎疾患のある人など）ではない人が本制度を利用したい場合は、ご自身で、県の陽性登録フォームから陽性登録を行う必要があります。

- ・ 詳しい手続については、ホームページをご覧ください。
  - ・ この制度は、郵便等を利用するため手続に時間がかかります。お早めに手続をお願いします。
- 〈受付期間〉4月19日(水)まで（特例郵便等投票請求書が福井市に必着すること）



制度の詳細はこちらから  
ご覧になれます。

**一票を通して  
あなたの意思表示をしましょう！**

